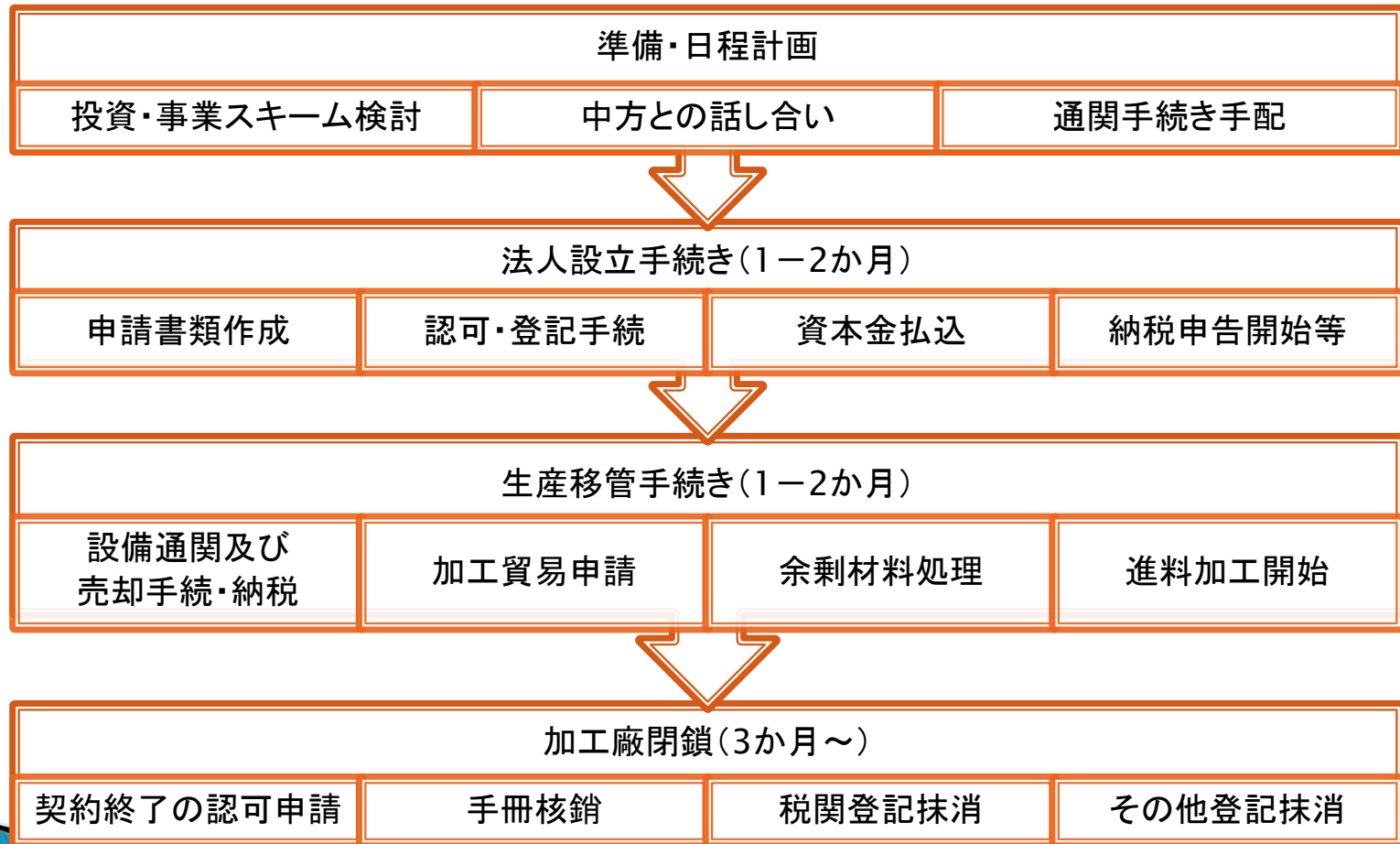


(図1) 手続き手順



(参考)加工廠と法人比較

比較点	来料加工廠	法人
登記	法人格を持たない、工場登記	法人格。 民事責任を負う。
経営範囲	保税貨物の加工業務のみ。	①自社製品の製造と販売・自社製品の輸出入 ②他社製品の輸出入・販売 ③関連のコンサルティング業務
貿易・商流・外貨管理	国内販売不可。 貿易は合作相手の中方の会社名義で行う。商品決済は無く、外貨口座も中方の会社名義	輸出・内販比率制限なし。 設立後自社通関と外貨核銷手続きを行い、貨物の輸出入と決済業務を行う。
増値税コスト	輸出入免税・免税加工、但し国内調達材料の増値税は控除されない（不徴収不還付政策）	保税貨物：免税・控除・還付方式（転廠貨物は不徴収不還付） 国内販売：輸入時課税
組織	生産活動に集中	管理部門人員の増強が必要